

生涯学習援助制度

平成31年度連続学習会コース募集案内

申込開始日

平成31年3月26日（火） 午前9時から

◆募集する団体は…

葛飾区内で活動している5人以上の団体・サークル **10** 団体

◆対象となる学習会は…

- ・平成32年3月31日(火)までに**年4回以上**開催し、学習内容に継続性があり、かつ団体が自主的に行う学習会。
 - ・**基本的人権に関する学習**を1回以上実施し、団体の会員以外の方も参加できる学習会。
- *平成32年3月31日までに学習会を実施しない場合は、援助決定の権利は失われます。
- *平成31年度連続学習会コースと1回コースを重複しての申込みはできません。

今回の申込みから随時受付していきます！

○提出先

葛飾区役所 4階 430番 生涯学習課学び交流事業推進係
または各学び交流館（亀有・柴又・新小岩・水元）受付まで
※地区センターでは受付しておりません。

※郵送の場合は生涯学習課のみで受付、FAXでの申込みは不可

○問合せ先

葛飾区教育委員会事務局 生涯学習課学び交流事業推進係
☎03-5654-8512（直通） ☎03-3695-1111（代表） 内線：2734

連続学習会コースのすすめ方

学習会の進め方や講師依頼の方法など、ご不明点があればお気軽に生涯学習課までお問い合わせください☆



チェックしてみよう

学習会の内容（テーマ・具体的な内容）が決まったら、申請書裏面「生涯学習援助制度連続学習会コースチェック表」をチェックしましょう！
全部チェックが付けば、援助対象になります。

申請しましょう

遅くとも第1回目学習会実施日の2か月前までに、①申請書と②実施計画書（別紙）に必要事項を記入し、③団体の規約・会則と④会員名簿を添えて提出しましょう！（学習会の内容が予定の場合は、内容が確定次第お知らせください。）

講師交渉しましょう

申込内容を審査後、生涯学習課から「決定通知書」と「実施報告書」を送付します。
これを受けて、援助決定です！
その後に講師へ正式な依頼をしてください。

あとは報告するだけ！

※講師謝礼をお支払いするための大事な手続きです！
学習会終了後、2週間以内に「実施報告書」を提出してください。

援助内容



*援助対象となる学習会の時間は、1回につき原則として2時間までとなります。

*援助する講師謝礼額の限度額は、年間で12万円です。

金額は、区の「講師謝礼支払基準」により決定します。

例)技術指導者(栄養士等)7千円/時間、大学教授1万5千円/時間 等

*保育・手話通訳者が必要な場合は、別途その費用も負担します。

その他

申請の内容が当制度の趣旨に沿っていることを確認するため、必要な調査をする場合があります。ご了承ください。

葛飾区教育委員会あて

葛飾区生涯学習援助制度(連続学習会コース)を以下のとおり申請します。 <31年度>

葛飾区生涯学習援助制度(連続学習会コース)申請書			
ふりがな		ふりがな	
団体名		代表者名	
住所	〒	電話番号	自宅・勤務先・() - -
団体の活動内容			
会員数	人	公共団体等からの学習活動に係わる31年度補助金等の有無	有 ・ 無
連絡担当者	ふりがな 氏名	住所 〒	電話(昼間) FAX eメール
学習会の詳細は葛飾区生涯学習援助制度(連続学習会コース)実施計画書(別紙)のとおり			

生涯学習課記入欄

添付書類確認✓	<input type="checkbox"/> 団体の規則・会則 <input type="checkbox"/> 会員名簿 (<input type="checkbox"/> 処分了承 ・ <input type="checkbox"/> 返却)
---------	---

※会員名簿の返却を希望する団体は、申請時に窓口等でお申し出ください。
名簿は、葛飾区個人情報の保護に関する条例・規則に基づき、厳正に管理し、他の目的に使用することはありません。

(第2号の2様式)

葛飾区生涯学習援助制度(連続学習会コース)実施計画書

年 月 日

団体名

連絡担当者氏名

下記のとおり申請します。

統一テーマ

住 所

葛飾区教育委員会 あて


電 話

回	日時	各回テーマ・内容	講師氏名・職業等(肩書き)	講師の専門分野	講師の住所・電話	会場・定員	生涯学習課記入欄
	月 日 () ~						円
	月 日 () ~						円
	月 日 () ~						円

※人権をテーマにした回には、必ずその旨を記載してください。

回	日時	各回テーマ・内容	講師氏名・職業等(肩書き)	講師の専門分野	講師の住所・電話	会場・定員	生涯学習課記入欄
	月 日 () ~						円
	月 日 () ~						円
	月 日 () ~						円

生涯学習援助制度連続学習会コース チェック表

以下の項目をチェックしましょう。 

【団体の要件】

- 区内に活動主体をおき、継続的に活動している団体.....
- メンバーが5人以上で、区内在住・在勤・在学の方が半数以上いる団体.....
- 団体の規約・名簿を備えており、自主的な活動をしている団体.....
- 団体の運営が、メンバーの会費その他自主的な経費で賄われている団体.....
- 区(生涯学習課以外)や公共団体等から学習活動に関わる補助金を受けていない団体.....
- 政治・宗教・営利を目的としていない団体.....
- 過去2年間(平成29・30年度)に連続学習会コースを受けていない団体.....

【学習会の要件】

- 平成32年3月31日までに団体が主催する学習会.....
- 学習会の内容(テーマ・具体的な内容)が決まっていること.....
- 団体の構成員を講師とした学習会でないこと.....
- スポーツ、レクリエーション又は娯楽性のある学習内容でないこと.....
(ただし、ボランティア活動を行うことを目的とした学習や、障害者団体が行う学習の場合は可)
- 学習内容に継続性のある4回以上の学習会とし、基本的人権についての学習を1回以上、その内容に組み入れたものであること.....
- 定例的に行っている通常の学習活動をそのまま当てた学習会でないこと.....
- 定例的に招いている講師謝礼の補填を目的とした学習会でないこと.....
- 技術の修得を主目的にした学習会でないこと.....

以上確認の上、申込みます。

団体名 : _____

代表者署名 : _____

学習会会場 : _____

申請書は募集案内を
半分に切ってご提出
ください。

